

意見発表要旨
(800字程度)

1. 風力発電事業の対象事業化について

風力発電施設の設置事業は環境影響評価法の対象事業とすることが適当です。殆どの事業が国の補助金の対象となっていること、風力発電の環境影響評価はまだ発展途上で手探り状態であること、環境省と資源エネルギー庁が設置した「風力発電施設と自然環境保全に関する研究会」の論点整理を受けて環境省が環境影響評価と環境保全措置に関する技術開発を行っていることから、国が関与する意義は高いと思われます。

規模用件に関しては、これまでに判明している鳥類の衝突事故の事例から、風力発電機の出力規模や基数が小さい場合でも絶滅危惧種等の事故が発生しているので、「風力発電のための環境影響評価マニュアル第2版」や既存の環境影響評価条例で定めている10,000kW以上といった規模用件は見直しの必要があり、兵庫県の定めている1,500kW以上(自然公園等特別地域では500kW以上)といった規模用件を参照すべきです。

再生可能エネルギーの早急な普及の必要性に鑑み、風力発電事業の環境影響の特質を実施状況や事後調査によって把握し、特質に合った適正な評価項目を選択して過剰な手続きとなることを避ける工夫をすることは必要と思われます。

2. 事後調査の公表について

環境影響評価技術の向上のためにも、事後調査の実施と結果公表は重要です。特に風力発電は新たな技術であってその影響評価方法については未知の部分も多く、先行事例が後に続く事業やその影響評価技術の向上にとって非常に有益であることから、事後調査の実施とそのデータの共有化の促進が特と考えられます。